

## 1. 苦 情

令和4年度は、市民からの通報が172件寄せられ、適宜対処した。  
苦情内容及び件数は表-1のとおりであった。

表-1 苦情内容及び件数

内 容	件 数
ます等の詰まり	23
陥没沈下	61
破損ガタツキ	19
悪臭	2
不法投棄	0
私設排水設備	15
管轄外私設関係	20
虫雑草	13
その他	19
計	172

## 2. 流域下水道施設に係る水質調査

馬淵川流域下水道（馬淵川浄化センター）は、平成3年4月1日に処理を開始し、それに伴い、青森県流域下水道接続等取扱要綱に基づき水質調査を実施している。（表-2参照）

表－２ 流域幹線水質の地点別調査結果の推移

地点	分析項目	H30		R1		R2		R3		R4	
		4月27日	10月18日	5月22日	11月7日	5月28日	10月1日	5月27日	10月21日	5月19日 <sup>※1</sup> 6月10日 <sup>※2</sup>	10月13日
六戸・八戸幹線 (R 3 市川町 下揚)	pH	7.3	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.1	7.6	7.6	7.5
	BOD (mg/L)	240	260	200	200	180	210	73	190	140	250
	SS (mg/L)	140	110	160	120	120	180	170	160	100	210
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	11	11	34	41	31	25	16	5	14	17
	沃素消費量 (mg/L)	29	<1	15	14	10	17	15	13	18	18
八戸幹線 (馬淵川浄化 センター)	pH	7.5	7.6	7.7	7.6	7.5	7.1	7.8	7.7	7.8	7.9
	BOD (mg/L)	190	180	170	180	140	300	100	150	160	530
	SS (mg/L)	52	40	44	89	44	270	72	64	67	58
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	13	12	30	35	4	77	16	2	16	13
	沃素消費量 (mg/L)	22	36	18	20	14	18	21	10	14	20
五戸・八戸幹線 (G 2 市川町字 上大谷地)	pH	7.1	7.7	8.6	7.8	8.1	7.2	7.7	8.0	8.4	7.6
	BOD (mg/L)	530	210	300	130	85	180	170	160	200	180
	SS (mg/L)	190	72	260	63	29	130	140	130	88	66
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	29	14	51	19	14	18	10	1	9	17
	沃素消費量 (mg/L)	38	17	45	9.2	9.7	13	16	20	20	13
八戸幹線 (H10長苗代 一丁目)	pH	6.9	7.3	7.1	7.3	7.2	7.2	7.1	7.3	7.2	7.2
	BOD (mg/L)	150	230	200	190	200	180	130	180	230	440
	SS (mg/L)	32	150	120	180	120	130	170	110	220	130
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	12	6	27	16	23	18	22	13	16	18
	沃素消費量 (mg/L)	29	17	17	29	16	13	13	9	19	15

※1 5月19日：馬淵川浄化センター, R-3(市川町字下揚), G-2(市川町字上大谷地)

※2 6月10日：H-10(長苗代一丁目)

### 3. 第一種指定化学物質（P R T R法）に係る排出量調査

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法、化管法)では、人の健康を損なうおそれがある等の有害性があり、かつ相当広範な地域の環境で継続して存在することを要件に、462 物質を第一種指定化学物質として選定し、排出量の把握と届出を義務づけている。

下水道事業者の届出対象物質は、「下水道法第 21 条第 1 項の規定に基づく水質検査の対象となっている第一種指定化学物質」（化管法施行規則第 4 条第 1 号ニ）となっており、具体的には表－4 に掲げる 30 物質及びダイオキシン類である。（ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合のみであり、当市の各終末処理施設は該当しない）

令和 4 年度の排出状況は表－3 のとおりである。

表－3 第一種指定化学物質の年間排出量 (令和 4 年度)

物質名	東部終末処理場		是川住宅団地汚水処理場	
	濃度 (mg/L)	年間排出量 (kg/年)	濃度 (mg/L)	年間排出量 (kg/年)
亜鉛の水溶性化合物 <亜鉛及びその化合物>	0.035	590	0.04	9.5
セレン及びその化合物	0.0005	8.4	0.0005	0.1
ふっ化水素及びその水溶性塩 <ふっ素及びその化合物>	0.05	840	0.05	12
ほう素化合物 <ほう素及びその化合物>	0.065	1,100	0.035	8.3
マンガン及びその含有量 <マンガン及びその化合物（溶解性）>	0.05	840	0.01	2.4
放流量 (m <sup>3</sup> /年)	16,812,410		238,165	

有効数字 2 桁（3 桁目四捨五入）

- \* 1 物質名は、政令名を記載。ただし、化管法における第一種指定化学物質と下水道法の水質測定項目が完全に一致しない場合は、下水道法の化学物質名を < > 書きで記載している。
- \* 2 年間排出量は、各物質の濃度に年間放流量を乗じて求めている。
- \* 3 表－3 記載の物質以外については、分析結果が検出下限未満で濃度が「0」の取扱となるため排出量も「0」となる。

表－４ 下水道業における届出対象第一種指定化学物質（30種）

	物質名	検出下限 (mg/L)	定量下限 (mg/L)
1	亜鉛の水溶性化合物 ＜亜鉛及びその化合物＞	0.004	0.04
2	EPN ＜有機リン化合物＞	0.002	0.01
3	カドミウム及びその化合物	0.004	0.02
4	クロム及び三価クロム化合物 ＜クロム及びその化合物＞	0.004	0.04
5	六価クロム化合物	0.002	0.01
6	シマジン	0.02	0.05
7	無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。) ＜シアン化合物＞	0.02	0.1
8	チオベンカルブ	0.002	0.01
9	四塩化炭素	0.004	0.04
10	1,4-ジオキサン	0.002	0.01
11	1,2-ジクロロエタン	0.0001	0.0005
12	塩化ビニリデン (1,1-ジクロロエチレン)	0.0005	0.001
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	0.03
14	D-D (1,3-ジクロロプロペン)	0.0005	0.01
15	塩化メチレン (ジクロロメタン)	0.002	0.02
16	水銀及びその化合物 ＜水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物＞	0.0002	0.002
17	セレン及びその化合物	0.0004	0.004
18	テトラクロロエチレン	0.002	0.02
19	チウラム	0.004	0.04
20	銅水溶性塩 (錯塩を除く。) ＜銅及びその化合物＞	0.0005	0.3
21	1,1,1-トリクロロエタン	0.0006	0.006
22	1,1,2-トリクロロエタン	0.0002	0.002
23	トリクロロエチレン	0.0006	0.006
24	鉛化合物＜鉛及びその化合物＞	0.0003	0.003
25	砒素及びその無機化合物 ＜砒素及びその化合物＞	0.002	0.02
26	ふっ化水素及びその水溶性塩 ＜ふっ素及びその化合物＞	0.001	0.01
27	ベンゼン	0.002	0.01
28	ほう素化合物 ＜ほう素及びその化合物＞	0.0006	0.002
29	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.04	0.2
30	マンガン及びその化合物 ＜マンガン及びその化合物(溶解性)＞	0.002	0.005